

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（本人確認情報を利用することができる事務）	（本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

(4)～(19) 略

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

(4)～(19) 略

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>

(1)～(201の2) 略

(202) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
第4条第1項の規定に基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録
1件につき35,000円

(203) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第3項の規定に
基づく同条第1項第6号に掲げる普通肥料の登録 1件につき
18,000円

(204) 肥料の品質の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基
づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに
定める額

ア 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号に掲げ
る普通肥料 1件につき3,600円

イ 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号に掲げ
る普通肥料 1件につき7,100円

(205)～(328) 略

2 略

(1)～(201の2) 略

(202) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に
基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円

(203) 肥料取締法第4条第2項の規定に基づく同条第1項第6号
に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円

(204) 肥料取締法第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の
更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 肥料取締法第4条第1項第6号に掲げる普通肥料 1件につ
き3,600円

イ 肥料取締法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料 1件につ
き7,100円

(205)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。